

令和7年度 小樽市立稲穂小学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止等の対策に関する基本理念

II いじめの理解

(1) 「いじめ」の定義

(2) 「いじめ」の解消

III 学校の責務

(1) 学校の責務 いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います

(2) 教職員の責務 教職員は、次の取組を進める必要がある。

IV 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 (いじめ防止対策推進法第13条)

【定める意義】 【取組】

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【設置する意義】 【取組】

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

1 未然防止 2 早期発見 3 早期対応

V 重大事態への対処

・重大事態が発生した場合は、本基本方針に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

I いじめ防止等の対策に関する基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、安全・安心な気持ちで楽しく豊かな学校生活を送ることができるようないじめのない学校づくり、そして、「いじめ見逃しゼロ」への意識を全職員・全児童で高めた学校づくりを進めるために「小樽市立稲穂小学校いじめ防止基本方針」に基づき、国内の法制度の動向等を踏まえて、基本方針の見直し改定を行いながらいじめ防止対策の充実を図っていく。

II いじめの理解

(1) 「いじめ」の定義 (いじめ防止対策推進法第2条、北海道いじめの防止に関する条例)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

- いじめを受けた児童の中には、いじめを受けたことを認めたくない、保護者に心配をかけたくないなどの理由で、事実を否定することが考えられるので、いじめにあたるかどうかの判断は表面的・形式的に行うのではなく、客観的に判断し対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気づかぬうちに誹謗中傷が行われ、苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、学校いじめ対策組織で情報共有して対応する。
- 性的マイノリティや多様な背景を持つ児童、被災児童等、様々な状況の児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) 「いじめ」の解消

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害児童に対する心理的及び物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続することを目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

Ⅲ 学校の責務

(1) 学校の責務

いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います。

- 「地域に開かれたチーム学校」として、学校、関係機関、家庭、地域と連携・協働して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解やいじめ防止に関する生徒指導力の向上・関係機関との連携に関する研修等を行う。
- 学校全体で、児童一人一人への丁寧で愛情をもったかかわりや生徒指導の4つの視点（①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成）を生かしたかかわりを行い、自己有用感や自己肯定感を高める取組と心理的安全性の高い集団づくりを進め、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」学校風土の醸成に努める。
- 主体的に学ぶ教育活動や好ましい人間関係を基礎に、全ての児童が安心でき、他者から認められているという「居場所づくり」や他者とのかかわりや他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」につながる教育活動に取り組んでいく。
- 社会性や規範意識を育む教育活動の取組や道徳教育や人権教育を充実させながら、児童が発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- 全職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」を強く意識し、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮して、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめの認知に努める。

- 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、スマホ、インターネット等の正しい利用方法の学習や「おたるスマート7」を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめ防止に取り組む。
- 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや面談を実施するなど一人一人の状況の把握を組織的に行う。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握、対応に組織的に取り組む。
- 「いじめ見逃しゼロ」へ向け、児童の様子や生徒指導上の気になることを日常的に情報共有していき、組織的ないじめ未然防止への対応を行っていく。
- いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。
- いじめを認知した場合は、直ちにいじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で、その保護者と情報を共有して組織的に指導・対応する。
- 学校運営協議会等を活用していじめ問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、連携した取組を進める。
- 教職員は、いじめに係る相談を受けた場合は、学校の定める「稲穂小学校子どもサポート・いじめ防止委員会」（以下「いじめ防止委員会」）に報告し、組織的な対応につなげる。
- 教職員は児童に直接指導する立場にあることから、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 教職員は、感染症等の発症者及びその対応に当たる方や家族等に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されることではないことから、感染症等に関する適切な知識を基に発達の段階に応じて指導する。

（２）教職員の責務

教職員は、次の取組を進める必要がある。

- 児童一人一人への丁寧で愛情をもったかかわりと生徒指導の４つの視点（を生かした心理的安全性の高い集団づくりを進め、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」学校風土の醸成に努める。
- 児童と信頼関係をつくり、「いじめ見逃しゼロ」への意識を高め、ささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階からかかわりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることのないように努める。
- いじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかにいじめ防止委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 組織的な対応に基づき、被害児童を徹底して守り通す。
- 不適切な認識や言動等により、いじめを助長することのないよう十分留意する。
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、成果を共有するなどして、いじめ問題に適切に対応できる力を身に付ける。

IV 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 (いじめ防止対策推進法第13条)

学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や小樽市の基本方針を参酌し、「小樽市立稲穂小学校いじめ防止基本方針」を定める。(ホームページなどで公表)

【定める意義】

- ・教職員がいじめを抱え込まず組織的な対応ができる。
- ・学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童及び保護者に対し、児童が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、加害行為の抑止につながる。
- ・加害児童への成長支援の観点を位置づけることにより、加害児童への支援につながる。

【取組】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめ防止の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針・いじめ防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明示する。
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル「早期発見・事後対処マニュアル」を策定する。
- ・アンケート調査、個人面接の実施や結果の検証及び組織的な対処方法を設定する。
- ・「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」など具体的に取り組む。
- ・年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画を策定する。
- ・加害児童に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を明示する。
- ・校内組織を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直しの取組を進める。
- ・学校いじめ防止基本方針の取組に係る目標を設定し、学校評価において評価し、改善を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針の策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めるため、学校運営協議会や保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、アンケート等で児童の意見も取り入れ、分かりやすいものにする。
- ・学校ホームページへの掲載など、児童、保護者、関係機関等が容易に学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにする。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容や連絡相談窓口等を、必ず入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【設置する意義】

- ・特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待できる。

【 取 組 】

- ・学校のいじめ問題に対応するため、学校が組織的に対応するため、「いじめ防止委員会」を組織する。
- ・構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等とする。また、状況に応じて可能な限り、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部の専門家等の参加を得る。
- ・個々のいじめ防止・早期発見・事案対処にあたって、担任等関係の深い教職員を追加する。
- ・未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ・取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- ・以下のことを踏まえ、「いじめ防止委員会」の体制を整備する。
 - ① 気づきを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の情勢に取り組む。
 - ② 教職員がいじめに係る問題を抱え込み、「いじめ防止委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。
 - ③ 的確に情報を共有し、情報をもとに組織的に対応できる体制
 - ④ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを、教職員が抱え込むことなく、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちに報告・相談できる体制
 - ⑤ 集められた情報を、複数の教職員が共有できる体制
 - ⑥ 迅速に対応できるような機動的に運用できる体制
- ・「いじめ防止委員会」の役割
 - ① 基本方針に基づく実施や年間計画の作成の際に中核となる役割
 - ② 未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ④ いじめや問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ⑤ いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ⑥ いじめ解消までの対処プラン策定し、確実に実行する役割
 - ⑦ 被害児童支援、加害児童指導体制・対応方針の決定と、保護者との連携を組織的に行う役割
 - ⑧ 年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・修正や校内研修を行う役割
 - ⑨ PDCA サイクルと通して「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う役割
 - ⑩ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童、保護者、地域住民から認識される取組を行う役割
 - ⑪ 「学校いじめ防止委員会」の役割が、児童、保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

1 未然防止

- ・ いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に児童が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどの活動に取り組む。
 - ・ 児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。
- ① 児童が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくり
 - ② 児童の個性の発見やよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えるために、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個や集団への働きかけ
 - ③ 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の醸成
 - ④ いじめに関する授業の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進、情報モラル教室の実施等、いじめをさない、させない態度・能力の育成
 - ⑤ 誰かに相談することを促す指導の促進と、教員と児童との信頼関係の構築
 - ⑥ 学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質能力の向上
 - ⑦ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」の推進
 - ⑧ 児童・保護者を対象とした防止のための啓発活動や家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との連携・協力
 - ⑨ 配慮を必要とする児童の情報把握と、学級編成や学校生活の節目の適切な指導
 - ⑩ 「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに配慮しながら、日常的な支援と必要に応じた組織的指導
 - ⑪ 多様な背景をもつ児童の日常的な適切な支援と保護者との連携、周囲の児童への組織的指導

2 早期発見

- ・ 学校は、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、「いじめ見逃しゼロ」への意識を学校全体で高め、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽、看過、軽視することなく、いじめを積極的に認知します。
- ① いじめ防止キャンペーン、アンケート調査、子ども理解支援ツールの活用、教育相談の実施等により、早期の把握と相談しやすい体制の整備
 - ② いじめ防止委員会による事実関係の把握と積極的ないじめ認知
 - ③ スクールカウンセラーによる個別面接の実施
 - ④ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知
 - ⑤ 行動記録や会議等による情報の共有と教育委員会への報告
 - ⑥ ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化

3 早期対応

- ・学校はいじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ① いじめ防止マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を報告書等に明記する。
- ② いじめ被害児童や通報した児童を守り通し、安心できる環境を確保する。
- ③ いじめ加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ④ 見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえ、早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す。
- ⑤ いじめ被害児童や通報した児童の保護者への支援・助言をするとともに、いじめ加害児童の保護者への協力要請及び助言をする。
- ⑥ 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有するとともに、関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- ⑦ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、いじめられた者の意向に配慮した上で、相談・連携して対応していく。
- ⑧ いじめ被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童に合わせた継続的なケアを行う。
- ⑨ いじめ加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ⑩ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

V 重大事態への対処（教育委員会をはじめ関係機関との連携）

- ・重大事態が発生した場合は、本基本方針に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努める。
- ・重大事案とは（法第28条）
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき。
 - ※具体的には、①児童が自殺を企図した場合、②身体に重大な障害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合、などのケースが想定される。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※相当の期間は、国の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく個々のケースを十分把握する必要がある。
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- ・被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

いじめ の対応

いじめ防止等の対策に関する基本理念の共有

「いじめ」の定義や解消についての共通理解

学 校 の 責 務

いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います

い じ め 防 止 基 本 方 針 策 定

未 然 防 止

- ・「居場所づくり」「絆づくり」
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・情報モラル教育の強化
- ・アンケート等による実態把握
- ・保護者、地域、関係機関との情報連携 等

早 期 発 見

- ・アンケート調査、児童理解支援ツール、教育相談
- ・積極的ないじめ認知
- ・SCによる面談
- ・電話相談窓口の周知
- ・情報の共有と教育委員会への報告
- ・ネットパトロールによるインターネット上の状況把握、連携

早 期 対 応

- ・いじめ防止委員会による組織的対応
- ・いじめを受けた児童、通報者の保護
- ・いじめを行った児童へ教育的配慮のもと毅然とした態度での指導
- ・SC・SSWなどの関係機関との連携
- ・市教委、警察等への報告・相談

いじめの発見

- ・本人・保護者から
- ・周りの児童から
- ・教師の発見・気づき

報告

組織的対応

稲穂小学校子どもサポート
(いじめ防止委員会)
校長・教頭・主幹教諭・担任・生
徒指導担当・養護教諭・SC等

対応

重 大 事 態

教育委員会をはじめ関係機関
と連携した対応

- 1 事実関係の把握
- 2 共通理解・対応協議、決定
- 3 関係機関への報告・連携(管理職)
- 4 被害児童・加害児童への指導
(複数で対応)
- 5 双方の保護者への対応
(担任と生徒指導担当・管理職)
- 6 学級、学年、全校児童への指導
(担任と生徒指導担当・管理職)
- 7 PTA への協力依頼(管理職)
- 8 児童のメンタルヘルスケア
(養護教諭、SC)
- 9 いじめの解消まで指導の継続

令和7年度 小樽市立稲穂小学校 いじめ対策年間計画

		いじめ対策	未然防止の取組	早期発見の取組	保護差や地域との連携
4月	P 	・「学校いじめ防止基本方針」の内容確認・改訂、HP掲載	・新年度の人間関係構築。友人関係把握、登校状態確認	・欠席連絡の徹底と保護者とのこまめな連絡	・全体懇談会、PTA総会、学校運営協議会での基本方針の内容確認
5月	D 	・アンケート等をもとにした全教職員による実態把握と取組の実施	・スクールカウンセラー等による相談	・いじめ把握のためのアンケートの実施	・保護者との個人面談週間の実施
6月	C 		・「あいさつ運動」など、児童会によるいじめ防止の取組	・アンケート結果をもとにした面談実施	・「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」実施
7月	A 			・長期休業中の生活リズムに関するアンケート（生活リズムチェックシート）実施	・児童会、保護者会、学校運営協議会による情報交換、情報共有
8月	A 	・アンケート結果を基にしたいじめ防止委員会の開催 ・自己評価の実施 ・カウンセリング等の研修の実施	・新学期の不安を取り除く取組		
9月	P 	・2学期のいじめ対策について確認	・2学期の人間関係把握、友人関係確認		
10月	D 	・アンケート等をもとにした全教職員による実態把握と取組の実施	・児童会によるいじめ防止の取組	・いじめ把握のためのアンケートの実施	
11月	C 			・アンケートをもとにした面談実施	・「いじめ防止キャンペーン」実施
12月	A 	・2学期のいじめ対策について検証 ・自己評価の実施		・長期休業中の生活リズムに関するアンケート（生活リズムチェックシート）実施	・「いじめ防止サミット」への児童の参加 ・児童会、保護者会、学校運営協議会による情報交換、情報共有
1月	A 	・3学期のいじめ対策について確認	・3学期の人間関係把握、友人関係確認		
2月	D 	・全教職員による実態把握と取組の実施	・次年度学級編成の方針決定	・スクールカウンセラー等の相談	・学校関係者評価の実施
3月	C	・1年の成果と課題の検証 ・次年度にむけての評価の実施	・新入生、新3・5年の人間関係等をもとにした新年度学級編成作業	・次年度への確実な引き継ぎの実施	・学校運営協議会による評価